

町税は必ず期限内に納めましょう

皆さんから納めていただく税金は、

福祉・医療・教育など、暮らしに身近な行政サービスに使われる財源です。町税は、必ず期限内に納めてください。

「急に家族が入院し、医療費等に支払いが必要で、今月は支払えそうにない」「仕事を退職してしまって、支払いが難しい」など、特別な事情に

より納付が困難な場合は、家庭状況に合わせて分納や徴収猶予の相談を受けています。そのまま放置せず税務課までご相談ください。



完納

納税通知書(納付書)の送付
(納期限までに納付してください)
口座振替の実施
(納期限の日に登録口座から振り替えます)

納付

税金の納付がないと

督促状の発送
納期限の約20日後に発送します。
督促手数料(200円)が加算されます。

納付

税金の納付がないと

催告書の送付
延滞金が加算されます。

納付

税金の納付がないと

滞納している人の財産を調査します
勤務先や年金、預貯金、不動産などの調査
財産が発見された場合は、滞納処分することがあります

調査で把握した財産(給与、年金、預貯金、不動産、生命保険など)を差し押さえ、その財産を換価(金銭に換えること)し、滞納している町税へ充てます。

2月から
申込受付開始

家族そろって加入しましょう

交通災害共済

◆年間掛金 一人500円

◆通院1日から見舞金支給

交通災害共済制度とは？

一人ひとりがわずかな掛金を出し合い、不幸にして交通事故による災害を受けられた方に、交通災害共済見舞金を支給して救済する制度です。

対象となる事故は？

日本国内の道路上など(道路として機能している場所、不特定多数の方が出入りできる駐車場など)において、自動車・バイク・自転車等の運転中などに発生した事故、または、これらの車両にひかれるなどの事故。

加入できる方は？

日野町に住民登録または外国人登録をしている方。町内の事務所・事業所・学校などに勤務または在学している方。

※飲酒運転、無免許運転、その他故意または重大な過失による場合には災害見舞金は支給されません。

加入手続きは？

申込用紙は、全戸配布します。申込用紙に必要事項をご記入のうえ、掛金を添えて各区长・町代さんまでお申し込みいただくか、住民課まで直接お申し込みください。

交通災害共済見舞金の

請求と期間は？

請求は、加入者証(領収書)、災害を受けた本人の預金通帳(未成年の方は親権者)と印鑑、医師の診断書、交通事故証明書などをお持ちのうえ、住民課までお越しください。請求期間は交通事故に遭われた日から2年以内です。

共済期間は？

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間(4月1日以降に申し込みをされた場合は、その翌日から平成24年3月31日まで)

◆問い合わせ先 住民課 生活環境交通担当 ☎6578 有線57784